

## Ⅲ 性に関する指導 Q & A

近年、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化している中、性に関する指導においても様々な課題がもたらされています。そこで、学習指導要領に基づいて行う指導内容に関する疑問や実際の授業での疑問等に対して、Q&A形式で提示します。

## 《 1 指導計画の作成や指導方法に関すること 》

### Question 1



性に関する指導を実施する際、どのようなことに配慮して進めればよいでしょうか。

学校における性に関する指導は、学習指導要領を踏まえ、以下の4点について配慮して進める必要があります。

- ①児童生徒の発達段階を踏まえること
- ②学校全体で共通理解を図ること
- ③家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること
- ④集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと

性に関する指導においては、個々の児童生徒の身体的・精神的発達、身体的な成熟に伴う性的な発達及びその置かれた状況の差異が大きいことから、個人差や心情等に十分配慮することが必要です。また、性的指向・性自認や宗教等に配慮し、児童生徒や保護者の理解を得ながら指導・支援に取り組みましょう。

事前に、教職員が、児童生徒の状況を丁寧に把握するよう努めたり、集団指導と個別指導の内容を整理したりしておくなど、計画性をもって実施することが必要です。



### Question 2



指導（単元）計画はどのように作成したらよいでしょうか。

性に関する指導においても、必要な資質・能力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていく必要があります。

そのためには、性に関する指導を推進する校内組織において、目標の実現に向け、教科等間相互の連携を図って学習内容を精選し、相互に関連付けて実施できるよう計画を練る必要があります。指導内容が多岐にわたる性に関する指導においては、教科等横断的に「単元（内容のまとめ）」を構成するように工夫しましょう。

また、教科等横断的な単元においては、児童生徒の実態を考慮して目標を設定し、その評価規準や評価方法について計画を立てて実施することも重要です。

さらに、個別指導と集団指導の関連を図って実施できるよう、事前事後のアンケートの実施や役割分担などをあらかじめ計画に位置付けておくことも大切です。



### Question 3



性に関する指導についての目標と評価の設定はどのように行えばよいでしょうか。

性に関する指導の目標は、学習指導要領の教科目標・学年目標・内容等を基に、児童生徒の実態を考慮に入れて設定します。

目標は、評価可能な目標にすることが必要です。児童生徒を主語にして、できるだけ単文で作成します。評価は、目標に照らして評価規準と評価方法を設定します。

この時、目標に到達しなかった児童生徒に対する個別指導等をどのように行うのかについても検討し、計画に位置付けておくことが必要です。

また、特別な支援が必要な場合や性に関する問題を抱えている場合などは、必要に応じて、児童生徒一人一人について個別の目標・評価規準を設定して実施しましょう。



### Question 4



性に関する個別指導及び集団指導はどのように考えたらよいでしょうか。

個別指導は、①集団の指導では十分でない点について、深化、補充を図るとともに、個別化を図るための指導、②性に関する悩みがある児童生徒を対象として問題行動等の早期発見や予防をねらいとする予防的な指導、③性の問題行動等を行った児童生徒や性的な被害を受けた児童生徒に対して、その立ち直りを支援する治療的な指導などがあります。

集団指導においては、学習の個別化が必要ですが、それでもすべての児童生徒に対応することは困難です。したがって、性に関する指導の具体的な実施に当たっては、個別指導と集団指導とによって相互に補完することが必要です。

集団指導は、一個の集団が共通に身に付けるべき資質や能力を獲得するために効果的な方法です。集団指導の方法として、知識を教員が一方的に解説するだけでなく、知識を生かして適切な意思決定や行動選択をすることができるように、ブレインストーミング、グループワーク、ロールプレイング、ディベート等の手法を用いることも有効です。



## Question 5



個別指導と集団指導は、どのように関連付けて行えばよいでしょうか。

性に関する指導においては、教職員が事前に、個別指導と集団指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要があります。また、性の多様性や性被害等の観点から、「集団での指導では、誰かを傷付けているかもしれない」という認識をもって指導にあたることも重要です。

集団指導を実施するに当たっては、児童生徒一人一人の状況や授業前後の変化を把握しながら実施し、必要に応じて個別指導を関連付けることができるようあらかじめ計画に位置付けておきます。例えば、事前事後のアンケートで配慮が必要な児童生徒を把握することや、学習後の到達度確認テスト等で十分な解答ができなかった児童生徒を確認し、状況に応じて組織的に個別指導等を実施することが考えられます。このようなことを想定して、学校組織としての取組となるよう、役割分担等を計画しましょう。

その際、家庭や関係機関等との連携を視野に入れ、理解や協力を得て取り組む必要があります。



## Question 6



個別指導、集団指導を実施する上で留意しておくことがありますか？

個別指導での留意点は、児童生徒のプライバシーを保護することや、学校としての指導方針を明確にし、内容や方法等についての共通理解が得られるよう指導を行うことです。個別指導の時間の設定や場所の確保、役割分担などについても、可能な限り計画的、組織的に指導を進めます。個別指導を適切に実施するには、プライバシーに配慮しながらアンケート等を記名式で実施することも必要です。

特に、プライバシーに関しては、資料の取扱い等きめ細かに配慮し秘密の保持に万全の注意を払いましょう。しかし、特定の児童生徒についての指導方針を検討するに当たっては、教員間の連携を図りつつ指導を行うことが大切であり、校長への報告も欠かせません。

また、家庭との連絡を密にすることはもちろん、必要に応じて関係機関等との連携が必要な場合もありますが、このような場合にも、原則的に児童生徒本人の了承を得ることが大切です。とりわけ性の問題は、体の発育・発達の問題や男女間の問題等他人に知られたくない内容が多いため、教員は、児童生徒が相談しやすいように、日ごろから児童生徒との信頼関係を築いておくことが大切です。

集団での指導においては、内容によっては児童生徒が心を開くことに抵抗を示すことも少なくありません。指導の内容に応じて、編成を工夫した小グループによる話し合いなど、小さな単位を対象とする指導も必要です。一人一人が主体的に学び、適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けられるようブレインストーミングやグループワークやなどの手法を用いることも有効です。



## Question 7



組織的に取り組みたいのですが、どのように進めたらよいでしょうか。  
何から始めたらよいですか。

性に関する指導を学校教育活動の全体で行うためには、性に関する指導を推進する組織を設けるなど指導体制を整える必要があります。効果的な組織運営が図られるようにするためには、校長、教頭及び教務、学校保健、学校安全、生徒指導、教育相談などの担当者並びに関係教科や各学年の代表者等幅広い教職員を構成員とすることが考えられます。組織が設けられていない学校でも、関連する機能を併せもつ分掌組織を活用して取り組みましょう。

組織の役割としては、性に関する指導の計画の作成や進行状況の管理、教職員の研修のための計画立案と実施、家庭・地域・関係機関との連携などが挙げられます。

児童生徒の発育・発達及び性に係る意識や行動の状況、家庭、地域の実態などについて観察・調査などを行い、学校としての性に関する指導の目標や指導方針・内容を検討し、作成した指導計画を教育課程に位置付けます。性に関する指導は、全教職員がそれぞれの役割や相互の協力、連携の仕方などについて理解しておくことが大切です。関係分掌組織と連絡・調整を図りながら進めます。

また、児童生徒を取り巻く性に関する現状に関し、専門家からの最新情報や知見を得るような職員研修を行うなど、指導力の向上を図ることも大切です。



## Question 8



外部講師を効果的に活用するためには、どのようなことに留意したらよいでしょうか。

外部講師を活用するに当たっては、授業を実施する教師が主体となるよう留意しましょう。学校として、どのような目標・評価規準を設定して指導を行うのか、外部講師にはどのような内容を指導してもらいたいのか等について、講師と十分な打合せを行うことが必要です。

また、学習効果を高める工夫として、各教科担任が実施する授業と専門家等の外部講師の協力を得て実施する学校行事等を関連させて指導したり、事前に学習指導上の留意点について共有したりするなどの工夫が考えられます。

さらに、授業後の個別相談を外部講師に担っていただくことなども考えられます。



## Question 9



性に関する指導において、家庭・地域・関係機関との連携をどのように進めたらよいでしょうか。

学校が性に関する指導を実施するに当たり、保護者の理解と協力が必要であることは言うまでもありません。学校での取組内容を保護者や関係機関などに周知し共有することにより、連携体制の構築に努めましょう。

家庭との連携においては、学校だより等を通して、時期を捉えて性に関する内容を取り上げるなど、保護者への情報提供や啓発を行ったり、授業実施前後に発行する学級だより等に学習内容等を掲載し、保護者からの返信欄を設け、双方向のコミュニケーションを図ったりする工夫も有効であると考えます。また、個々の児童生徒の状況に応じて、保護者と個別面接などの密接な連携が重要となる場合も考えられます。

さらに、地域における関係機関や組織等との連携も重要です。地域の関係機関や組織等には、青少年の健全育成に取り組んでいるものも多く、学校外の人材の活用は、性に関する指導の効果的な推進に大変有効です。各機関等と連携を図った指導をする場合は、事前に十分に打合せを行い、学校における性に関する指導の全体計画に基づいた指導内容を適切に指導できるよう調整することが必要です。



## Question 10



副読本等で使用する補助教材の取扱いについてどのように考えたらよいでしょうか。

補助教材とは、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校において、児童生徒が使用する教科書以外の図書、その他の教材を言い、学校における補助教材の選定に当たっては、その内容が教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨に従い、かつ児童生徒の発達段階に即したものであることと定められています。

また、学校における教科書以外の教材の使用については、あらかじめ教育委員会の承認を得て、届け出ることになっています。準教科書を使用する場合は承認が必要で、それ以外の副読本、解説書、その他の参考図書を使用する場合は、届け出ることとなっています。(福岡県立学校管理規則参照)

したがって、校長をはじめ全教職員の共通理解のもと、計画的な性に関する指導の推進が重要となります。なお、補助教材については保護者の理解も得られるものが望ましいです。



## 《 2 具体的な指導に関すること 》

### Question 1



小学校低学年での性器の名称はどのように教えるとよいでしょうか。

性器の名称は、小学校4年生の保健領域で初経や精通を理解させるために、教科書に扱われていますが、平成17年度から教科書の性器の名称は、「ペニス」「ワギナ」から「いんけい」「ちつ」という表記になりました。

小学校低学年においては、一律の指導で性器の名称まで学習する必要はなく、まだ幼児語等で名称を限定しても差し支えありません。



### Question 2



学校において、コンドームについての指導の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編では、保健分野の内容「健康な生活と疾病の予防」の「感染症の予防」の中の「エイズ及び性感染症の予防」で、「エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（HIV）であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。」ということが示されています。しかしながら、コンドームの着脱の仕方や性的接触についての内容は、学習指導要領には示されていません。中学生期の性的接触についての意識やコンドームに対する知識や意識は個人差が大きく、かつ保護者の意識も多様化しているので、集団指導による一律の実習や指導は適切とはいえません。



### Question 3



学校における性に関する指導で、性交についてはどのように取り扱えばよいでしょうか。

小学校の学習指導要領、同解説には「性交」は示されておらず、小学校の集団指導（一律指導）で「性交」を扱うことは、発達段階からみて適切ではないといえます。中学校の学習指導要領、同解説においても「性交」は示されておきませんが、同解説保健体育編において第3学年「感染症の予防」のところで「性的接触」という概念が出てきます。これは性交をはじめとして多様な性行動を含む概念といえます。高等学校の学習指導要領、同解説いずれにおいても「性交」「性的接触」は示されておきませんが、教科書では「現代の感染症とその予防」や「結婚生活と健康」において「性交」や避妊が取り扱われています。

近年、性感染症予防の観点から、中学校および高等学校では、多様な性行動を含んだ概念である「性的接触」を踏まえた指導が望まれます。このようなことから、「性交」や「性的接触」を取り扱う指導に当たっては、その内容について、単元の本来のねらいや生徒の実態に応じて集団指導と個別指導の内容を十分に検討することが必要であり、人間尊重の精神に基づく男女相互の理解と協力や、よりよい人間関係の在り方などと結びつけて、指導していくことが大切です。



## Question 4



性情報の氾濫や性の問題行動への対応についてどのように考えたらよいでしょうか。

情報化の進展により、様々な性に関する情報の入手が容易になるなど、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、児童生徒が性に関する情報を正しく選択して適切に行動できるようにすることが課題となっています。

児童生徒の中には、出会い系サイト等の性風俗産業に接近したり、中にはいわゆる「援助交際」等の性の逸脱行動に走ったりする児童生徒もいます。特に「援助交際」については、売春であり、法的にも倫理的にも許されないこと、また、予測される不幸な事態についても理解させる必要があります。児童生徒が性の逸脱行動に走らないためにも、自分自身を肯定的に受容し、かけがえのない存在として大切にするとともに、人間としての倫理観や規範意識について、自分なりの意見や態度が形成されるよう指導・支援することが大切です。

また近年、スマートフォン等の普及に伴い、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」など、SNSに起因する児童の犯罪被害が増加しています。インターネットに公開された画像や個人情報などは、一度拡散されると回収は事実上不可能となり、完全に消すことができないことの比喩としてデジタルタトゥーと言われ、被害にあった児童生徒は将来にわたって苦しむこととなります。

児童生徒が性情報に適切に対処できるよう、正しい情報を選択し、適切な行動選択ができる力を身に付けるとともに、相手を尊重し責任ある態度を養うことができるよう取り組んでいく必要があります。



## Question 5



性の多様性について、どのように指導を行っていけばよいでしょうか。

性の多様性については、教科書にも扱われるなど、その理解を深める取組が進められています。児童生徒が多様な性のあり方を受け止め、自分らしく学校生活を送ることができるように、また、誰にとっても学校が安全・安心で居心地の良い場所となるよう取り組んでいく必要があります。

まずは、教職員が多様な性についての理解を深めていくことが重要です。

指導に当たっては、体育科や保健体育科での体の発育・発達や心身の健康などに関する学習と特別活動等で行う性の多様性に関する学習を関連付け、発達段階も考慮しつつ、児童生徒の自他の「違い」や個性に関する理解を促すとともに、一人一人が多様な生き方を認め合えるよう、教科等横断的に学習内容を組み立て効果的な学習となるよう工夫しましょう。

また、集団指導と個別指導の内容を区別しておく等、計画性をもって実施します。個別の指導では状況に応じて、児童生徒の心情等に配慮しながら個に応じた適切な支援につなげられるよう、学校として組織的に取組を進めることが重要です。



## Question 6



性的虐待を受けた子供に対してどのようなケアが必要でしょうか。

性的な虐待は、加害者が家族であるケースが多く、本人も被害を受けていると認識していないケースもあります。また、虐待が長期間にわたって水面下で継続する傾向にあり、「うつ傾向、自傷、自殺念慮、不眠、フラッシュバック」等を伴う場合が多くあります。そのため、性的虐待のケアについては、児童相談所等の関係機関と連携した、適切な支援が求められます。

性的虐待の場合、学校側の通告により児童相談所の対応が開始されたケースが多く、そのため、「子供のちょっとしたサインを見逃さない」という意識が学校現場に必要なってきます。また、学校のみで対応することについては、様々なリスクが懸念されるため、初動期から児童相談所と連携し、校長を中核として担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との緊密な支援体制を整備する必要があります。

児童生徒が性的被害をうかがわせる訴えをした時は、細かいことがはっきりしなくても、すぐに児童相談所に通告してください。その際、子供が話す以上のことは聴き出さないようにします。(児童相談所では、子供から被害を聴取するための専門的な手法を取り入れた面接が実施されます。)

また、プライバシー保護の観点から情報管理の徹底に留意し、虐待を受けた子供の精神的なケアに努めることが肝要です。



## Question 7



性犯罪・性暴力対策について、どのように指導を行っていけばよいでしょうか。

令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。この方針を踏まえ、児童生徒が生命(いのち)を大切に、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することが求められています。指導資料として、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により活用できるよう、文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命(いのち)の安全教育のための教材及び指導の手引きが作成されています(文部科学省HPからダウンロードできます)。

また、指導に当たっては、一人一人の状況を把握するよう努め、性暴力の被害にあったもしくはあっている児童生徒がいる可能性を十分に考慮し、授業の中で二次被害を受けることのないようにするなど、個に応じた配慮を行うことが必要です。

福岡県においても、性暴力根絶条例を定め、教育・啓発、被害者支援、加害者の再犯防止対策の3つの取組を柱として、福岡県からの性暴力の根絶を目指しています。教育・啓発のための取組として行われている、学校への性暴力対策アドバイザー派遣事業や、デートDV外部講師派遣事業などの事業が活用できます。



## 參考資料

# 1 指導資料・啓発資料 等

## (1) 性に関する指導の考え方・方法・内容について

- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引  
(平成 31 年 3 月 文部科学省)
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引  
(令和 2 年 3 月 文部科学省)
- 改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引  
(令和 3 年 3 月 文部科学省)
- 教職員のための指導の手引～UPDATE！エイズ・性感染症～  
(平成 30 年 3 月 公益財団法人 日本学校保健会)
- API-Net エイズ予防情報ネット：<https://api-net.jfap.or.jp/>

## (2) 性暴力防止に関すること

- 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（通知）  
(令和 3 年 4 月 文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)
- 性暴力対策啓発冊子  
(すべて福岡県HP「性暴力対策啓発冊子について」からダウンロードできます。)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seiboukeihatsu.html>



<p>○小学校高学年向け 「境界線（きょうかいせん）ってなに？ ～自分も相手も守る透明バリア～」</p> 	<p>○中学生向け 「まんがで学ぼう！デートDVと性暴力」</p> 
<p>○高校生向け 「あなたのココロ傷ついていませんか？ デートDVと性暴力」</p> 	<p>○大学生・専門学校生向け 「マンガで学べる NEW LIFE NEW STYLE」</p> 

- 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」 （平成 31 年福岡県条例第 19 号）福岡県議会事務局 HP より  
(R3.12.13 現在)



### (3) 性の多様性に関すること

- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向け）周知資料（平成 28 年 文部科学省）



- RAINBOWガイドブック（令和 2 年 3 月 福岡県・福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会）



- 人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」  
「KARA FULL」No.3（平成 30 年 3 月）



- 人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」  
「KARA FULL」No.6（平成 31 年 3 月）より抜粋



### 展開例

学習活動（生徒）

①学習のめあてをつかむ。

めあて  
思春期の不安や悩みとその解決方法について考えよう。

②思春期の心身の発達や成長についての学習を想起する。

思春期に性に関する不安や悩みがあることは自然なことだということが分かった。

人それぞれ成長には個人差や「違い」があり、多様だということが分かった。

「生き方と性」チャート図

事前に学習した授業の内容を振り返り、「生き方と性」のチャート図を活用して、からだの性(生物学的な性)、こころの性(性自認)、好きになる性(性的指向)は多様であることを確認します。

③思春期に不安や悩みを強く感じる理由について意見を出し合う。

情報が曖昧で、正しくないから。

周りが気になるから。

学級に当事者がいる可能性を考え、誰かを特定することがないような配慮や、もしカミングアウトがあった場合の対応等について十分に想定しておきます。

④多様な不安や悩みを知り、一人一人の存在や命を大切にするための方法を話し合う。

決めつけた見方や考え方をしない。

日頃から相談できる雰囲気をつくる。

情報を適切に判断できるようにする。

様々な不安や悩みを持っている人が身近にいることから、学級の一人一人の存在や命の大切さについて考えさせます。

⑤思春期の不安や悩みの解決方法について、自分の考えをまとめ、これから実践していくことを発表する。

指導上の留意点（教師）

「思春期の不安や悩み」についての事前アンケートをとるなどして、その結果を示し、学習への関心を持たせます。

### 教材について

<教材>

「Colorful

～にじいろの未来を～」

（人権教育学習教材集

「あおぞら2」より）

この教材は、性的少数者の人権課題と自他の「違い」や個性に関する理解を促すとともに、多様な生き方を認め合えるようになることを目的とした教材です。

保健体育科保健分野の「(2)心身の機能の発達と心の健康」の学習後の実施がより効果的です。

自他の「違い」や個性に気づき、一人一人の存在や命を大切にしようとする気持ちを高めながら、思春期における不安や悩みの解決方法について意思決定することができるようにすることをねらいとしています。

### (4) その他の性の課題に関連すること

- 「子供たちを児童虐待から守るために 一養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」（平成 26 年 公益財団法人 日本学校保健会）



- 「がん教育推進のための教材」（令和 3 年 3 月一部改訂 文部科学省）



## 2 主な相談窓口等

- SOS電話相談（TEL 092-642-0110）

- ・にんしんSOSふくおか 思いがけない妊娠の相談
- ・思春期SOSふくおか 10代のお悩み相談

※ 公益社団法人 福岡県看護協会 HPからメールの相談も可能です。



- 性知識啓発 LINE アカウント

「性とからだのヘルプBOOK ふくおか」

※ 性やからだにまつわる正しい知識を Q&A 形式で学ぶことができ、各種相談窓口も案内しています。



- 少年サポートセンター（福岡県警察）

県内5か所に設置され、少年補導職員（少年非行などに対応する専門の警察職員）が中心となり、少年相談、広報啓発等の活動を行っています。

- ・中央少年サポートセンター

春日市原町3丁目1番地7 福岡県福岡児童相談所3階  
092-588-7830

- ・福岡少年サポートセンター

福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 福岡市こども総合相談センター5階  
092-841-7830

- ・北九州少年サポートセンター

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた5階  
093-881-7830

- ・飯塚少年サポートセンター

飯塚市飯塚14番67号 イイツカコミュニティセンター2階  
0948-21-3751

- ・久留米少年サポートセンター

久留米市津福本町281 福岡県久留米児童相談所1階  
0942-30-7867

- 性暴力被害者支援センター・ふくおか

TEL 092-409-8100

24時間365日（年中無休）

- ・性暴力の被害に遭われた方へ

- ・小中学生の方へ



- 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

TEL 092-632-7830

（福岡県警察）

- 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

全国共通短縮番号 「#8891」

（内閣府）

- 性暴力に関する SNS 相談

「Cure time（キュア タイム）」

（内閣府）



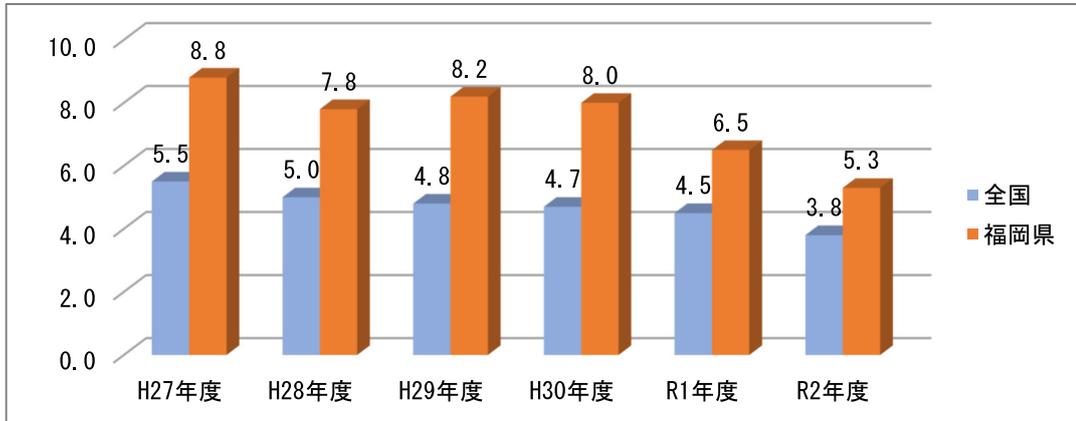
- 性犯罪被害電話相談

全国共通短縮番号 「#8103（ハートさん）」

### 3 性に関する参考データ等

#### (1) 人工妊娠中絶に関すること

- 20歳未満の人工妊娠中絶実施率（女子人口千人対）の推移



注：1) 「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数字を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した。  
 2) 「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した。

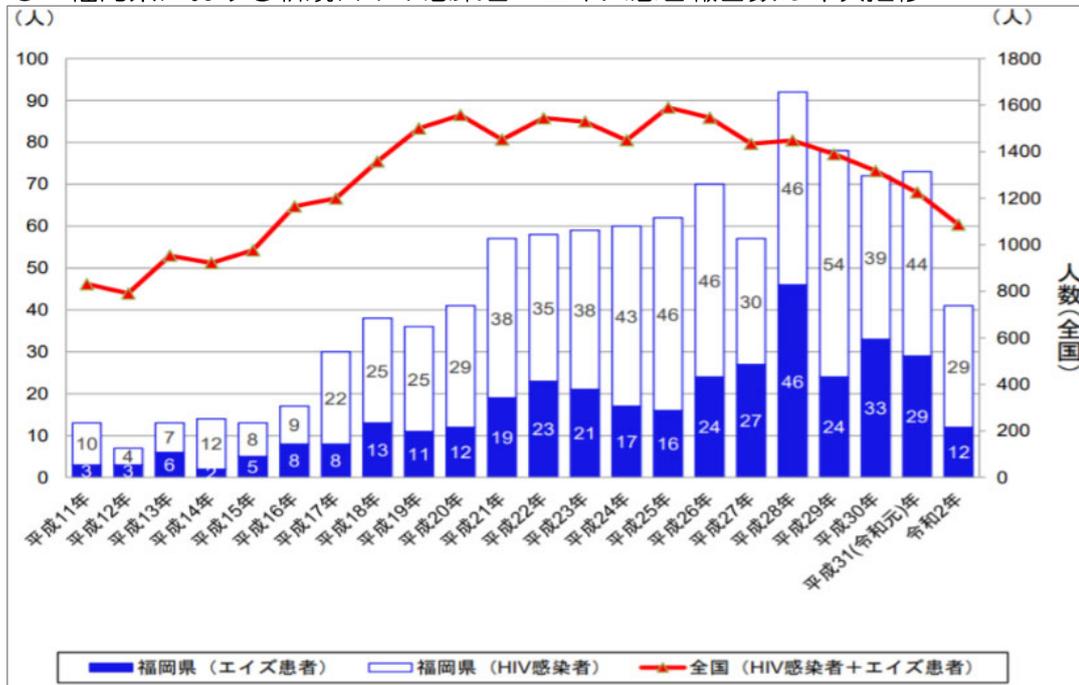
※ 厚生労働省 衛生行政報告例（平成27年度～令和2年度）より

#### (2) 性感染症に関すること

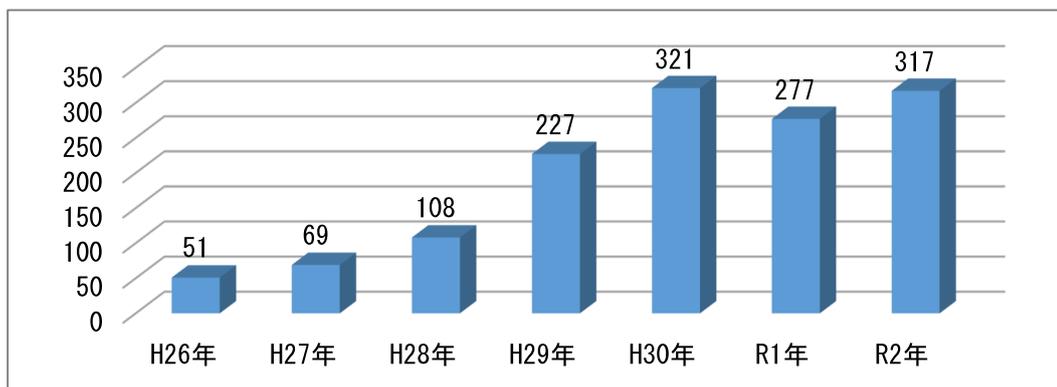
- 福岡県 HP（エイズ／HIV対策の情報ページ）



- 福岡県における新規HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移



○ 福岡県 梅毒 [全数] の年別報告数の推移



※ 福岡県結核・感染症発生動向調査事業資料集より

○ ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPV ワクチン～

ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっています。特に、近年若い女性の子宮頸がん罹患が増えています。



※ 厚生労働省HPより

(3) 福岡県の性犯罪の状況

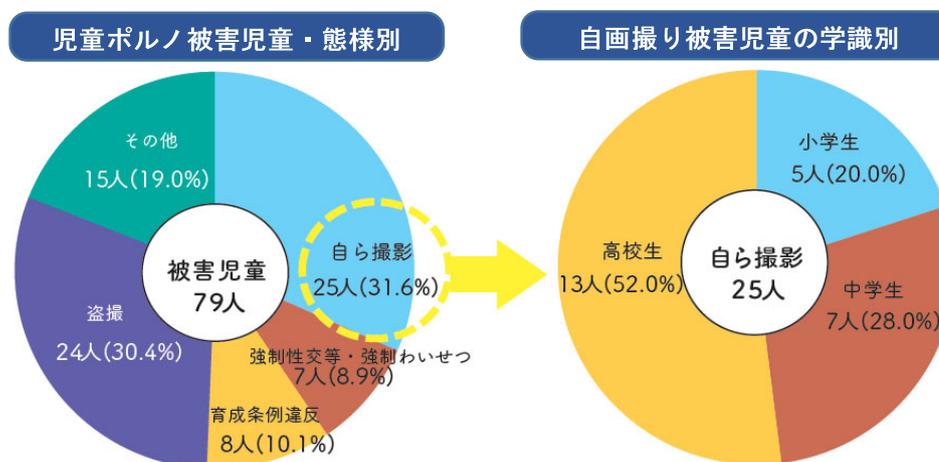
○ 過去5年間の認知件数

項目	H28	H29	H30	R1	R2
強制的性交等（件数）	56	90	93	88	55
全国順位（犯罪率）	4位	2位	1位	3位	11位
強制わいせつ（件数）	379	321	288	233	173
全国順位（犯罪率）	2位	4位	3位	6位	9位
合計（件数）	435	411	381	321	228

※ 子ども・女性安全安心ネットワークふくおかHPより

○ 児童ポルノ被害児童の状況

「少年のみちびき」令和二年中の少年非行実態（福岡県けいさつ）より抜粋



○ 福岡県警察 HP 統計コーナー 少年非行の概要



## 引用・参考文献

1	小学校学習指導要領解説 体育編	文部科学省 平成29年
2	小学校学習指導要領解説 特別活動編	文部科学省 平成29年
3	小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編	文部科学省 平成29年
4	中学校学習指導要領解説 保健体育編	文部科学省 平成29年
5	中学校学習指導要領解説 特別活動編	文部科学省 平成29年
6	中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編	文部科学省 平成29年
7	高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編	文部科学省 平成30年
8	高等学校学習指導要領解説 特別活動編	文部科学省 平成30年
9	特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)	文部科学省 平成31年
10	特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編 (下) (高等部)	文部科学省 平成31年
11	学校における性教育の考え方、進め方	文部省 平成11年
12	かけがえのない自分、かけがえのない健康 (令和2年度版) [中学生用]	文部科学省
13	健康な生活を送るために (令和2年度版) [高校生用]	文部科学省
14	教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の 手引	文部科学省 平成23年
15	教職員のための指導の手引 ～UPDATE! エイズ・感染症～	公益財団法人 日本学校保健会 平成30年
16	性教育の手引	東京都教育委員会 平成31年
17	性教育の指導資料 一性教育の考え方ー	福岡県教育委員会 平成17年
18	性教育の手引	福岡県教育委員会 平成7年
19	男女共同参画教育 指導の手引(改訂版)	福岡県教育委員会 平成31年
20	少年のみちびき	福岡県警察本部 令和3年
21	福岡県結核・感染症発生動向調査事業資料集 令和2年(2020年)	福岡県結核・感染症発生動向調査委員会 令和3年3月

# 実践研究校・性に関する指導推進委員

## 性に関する指導実践研究校（平成30年度～令和3年度）

	学校名			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	水巻町立伊左座小学校	うきは市立吉井小学校	※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止	行橋市立行橋北小学校
中学校	宗像市立中央中学校	八女市立上陽北学園		飯塚市立穎田中学校
高等学校	武蔵台高等学校	八女高等学校		直方高等学校
特別支援学校	北九州視覚特別支援学校	福岡高等聴覚特別支援学校		筑後特別支援学校

## 平成30年度福岡県性に関する指導推進委員会

### 【委員】

松浦 賢長	福岡県立大学教授
長野 英嗣	福岡県医師会常任理事
中村 泰久	福岡県保健所長会代表（田川保健福祉事務所保健監）
上野 恭子	福岡県助産師会会長
嘉嶋 領子	福岡県臨床心理士会教育臨床委員長
大内田 由香	保健医療介護部健康増進課母子保健係長
上之 浩	水巻町立伊左座小学校長
野本 俊彦	宗像市立中央中学校長
江崎 章	福岡県立武蔵台高等学校長
井上 英彦	福岡県立北九州視覚特別支援学校長
吉川 亨	福岡県教育庁北九州教育事務所指導主事
平井 源樹	福岡県教育庁福岡教育事務所指導主事
松尾 勝之	福岡県教育庁教育振興部高校教育課指導主事
松本 秀樹	福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導主事
熊本 孝	福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課指導主事
宗 真由美	福岡県体育研究所指導主事

### 【事務局】

寺崎 雅巳	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課課長
山本 秀史	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課課長補佐
笠井 康行	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課総括指導主事
青影 瑞恵	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課指導主事
牧草 勲	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課指導主事

## 令和元年度福岡県性に関する指導推進委員会

### 【委員】

松浦 賢長	福岡県立大学教授
長野 英嗣	福岡県医師会常任理事
中村 泰久	福岡県保健所長会代表（田川保健福祉事務所保健監）
上野 恭子	福岡県助産師会会長
稲田 尚史	福岡県臨床心理士会教育臨床委員長
瀧田 優子	保健医療介護部健康増進課母子保健係長
樋口 則之	うきは市立吉井小学校長
牛島 俊哉	八女市立上陽北浜学園校長
別府 尚樹	福岡県立八女高等学校長
菊池 修	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校長
物部 倫明	福岡県教育庁北筑後教育事務所指導主事
杉本 敏則	福岡県教育庁南筑後教育事務所指導主事
石田 節子	福岡県教育庁教育振興部高校教育課指導主事
磯田 哲郎	福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導主事
久保 卓史	福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課指導主事
宗 真由美	福岡県体育研究所指導主事

### 【事務局】

稲富 勉	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課課長
山本 秀史	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課参事兼課長補佐
笠井 康行	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課総括指導主事
三嶋 公王	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課指導主事
青影 瑞恵	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課指導主事

## 令和3年度福岡県性に関する指導推進委員会

### 【委員】

松浦 賢長	福岡県立大学教授
瀧口 欣也	福岡県医師会理事
中村 泰久	福岡県保健所長会代表（南筑後保健福祉事務所保健監）
加藤 千鈴	福岡県保健所長会代表（京築保健福祉事務所保健監）
佐藤 香代	福岡県助産師会会長
稲田 尚史	福岡県臨床心理士会教育臨床委員長
近藤 くみ子	保健医療介護部健康増進課母子保健係長
中村 祐司	行橋市立行橋北小学校長
橋爪 英雄	飯塚市立頼田中学校長
森本 茂	福岡県立直方高等学校長
行徳 康栄	福岡県立筑後特別支援学校長
田中 公一朗	福岡県教育庁筑豊教育事務所指導主事
西原 妙	福岡県教育庁京築教育事務所指導主事
松本 邦明	福岡県教育庁教育振興部高校教育課指導主事
磯田 哲郎	福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導主事
久保 卓史	福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課指導主事
森 瑞樹	福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課指導主事
内田 郁美	福岡県体育研究所指導主事

### 【事務局】

鶴 英樹	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課課長
笠井 康行	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課課長補佐
藤野 文隆	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課総括指導主事
三嶋 公王	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課指導主事
宗 真由美	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課指導主事

性に関する指導資料（性教育の指導資料 令和3年度改訂）

ー性に関する指導の考え方ー

令和4年3月 発行

【編集・発行】

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課

福岡市博多区東公園7番7号



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」

これから社会にはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です